

パスカード定期券利用規約及び同意書

1. (本規約の目的)

本規約は、京成不動産株式会社（以下「当社」という）が発行するコインパーキング（京成パーク、京成バイクパークまたは京成サイクルパーク）のパスカード定期券（利用可能車種：自動車、バイク、自転車）について、利用者（パスカード定期券を購入し、本駐車場を利用する者という）に対し購入及び配布の方法、利用方法その他の事項を定めるものであり、利用者は本規約の同意を条件にご利用頂けます。

2. (本規約の遵守)

利用者は、本規約の定めるところに従ってパスカード定期券を購入・利用するものとします。

3. (利用金額)

パスカード定期券は、コインパーキングの利用料金の精算に際し、精算機に表示される金額の精算のために利用することができます。

4. (利用できる駐車場)

パスカード定期券は、カード面に記載されたコインパーキングにおいてのみ利用することができます。

5. (パスカード定期券の料金)

時間貸駐車料金は変更されることがありますが、パスカード定期券の料金は当社の定めた料金となります。

6. (購入)

パスカード定期券の購入を希望する利用者は、本規約の内容を承認の上、当社の定める申込書（利用者の運転免許証及び車検証コピー添付、法人の場合は併せて商業登記簿謄本）により購入の申込みを行うものとします。

7. (個別利用の成立及び代金決済)

当社は、利用者から購入の申込を受けたときは、申込を拒絶する旨その他別段の意思表示をした場合を除き、当社が定める初期費用の支払いを受けた後、速やかにパスカード定期券を交付するものとします。なお、申込の受付方法及び保証金や利用料等代金の支払い条件については当社の定めるところに従うものとします。

8. (保証金および利用料の支払い)

(1) 利用者が支払う保証金は、当該コインパーキングのパスカード定期券利用料1ヶ月分（消費税相当額含む）とします。

(2) 保証金は、下記当社指定口座へ振り込みによりお支払いいただきます。

(3) 利用者が支払う利用料は、当社がコインパーキングに定める金額とします。

(4) 利用料は、利用開始日の属する月より発生（日割り計算無し）します。毎月12日（土日祝の場合は、金融機関の翌営業日）に当月分を当社の指定する方法（預金口座自動引落し）によりお支払いいただきます。但し、利用時に預金口座自動引落し開始までの利用料2ヶ月分を保証金と合わせて下記当社指定口座へ振り込みにより支払うものとします。

(5) 保証金及び利用料のお振り込みによる振込手数料は利用者負担とします。また、お振込みによる場合、当社は領収書及び預り証を発行しないものとします。

＜当社指定口座＞

千葉銀行 本店営業部 (普通) 2980337 京成不動産株式会社

9. (利用料未払い時の措置)

利用者からの解約意思表示がなく、前項(4)の利用料が引き落とされない場合、停止の通知を行います。また、当月末までに支払いが無い場合は当月末をもってパスカード定期券の使用停止かつ即時解約するとともに、前項の保証金を当月分の利用料に充当し、保証金は返還されません。当該措置について、利用者は当社に対して一切異議苦情を申し立てないものとします。

10. (申込の拒絶)

利用する車種・サイズ等が駐車場または駐輪場利用規則に反する場合、当社の定める与信等の基準を満たさない場合、または当社の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為があったと当社が認めた場合には、パスカード定期券の利用を中止することがあります。

11. (返金・払戻の不可)

パスカード定期券は、事由の如何を問わず、返金または払戻のご請求に応じることはできません（パスカード定期券が汚損または破損した場合も同様とします）。但し、パスカード定期券の有効期間内において、本駐車場が閉鎖されたときはこの限りではありません。

12. (解約)

(1) 利用者は、1ヶ月以上前に予告することによりパスカード定期券の使用を終了することができるものとします。

(2) 前項の場合、予告期間の満了する月の末日をもって使用を終了するものとする。

(3) 利用者は、当社からの1ヶ月前予告をもって解約に応じるものとします。

(4) 利用者は利用終了届と併せてパスカード定期券の返却をするものとします。

13. (保証金の返還)

保証金は、9条の場合を除き、解約日より概ね1ヶ月をもって利用者に返還します。

14. (駐車料金の変動)

年末年始など特定の期間中、カード面記載の駐車場において駐車料金が変動する場合があります。この場合においてもパスカード定期券の利用条件に変更は生ぜず、同一条件にてご利用いただけます。また、駐車料金変動に伴いパスカード定期券の支払済代金の精算は発生しないものとします。

15. (紛失、汚損・破損した場合の措置)

利用者は、パスカード定期券を紛失、汚損または破損した場合には直ちに当社へ通知するものとし、パスカード定期券を再発行する際は当社に対して再発行手数料5,000円（税別）を支払うものとします。

16. (入庫の不保証)

パスカード定期券は、コインパーキングに常時入庫可能であることを保証するものではありません。利用状況により、満車の場合や駐車場が閉鎖されている場合もあります。

17. (駐車時間)

コインパーキングは短時間の駐車を主目的とする駐車場ですので、駐車時間は最長48時間までとします。継続して48時間を超えて駐車はご遠慮ください。但し、駐車場・駐輪場に別途の駐車制限時間が掲出されている場合はこの限りではありません。

18. (保管)

パスカード定期券は、直射日光または磁場等の発生している場所で保管してはなりません。

19. (譲渡の禁止)

パスカード定期券は、申出車両以外は使用不可とし、第三者に譲渡、貸与することはできません。

20. (駐車場・駐輪場機器の故障・読取不能等による利用不能)

(1) パスカード定期券は、駐車場・駐輪場機器の故障、停電、磁気テープの読取不良その他事由により、一時的に利用できない場合があります。この場合は所定の手続きに従い出庫可能な状態にします。

(2) 前項の場合、その他利用不能となった原因の如何及び利用者の帰責性の有無にかかわらず、当社及び当社からの運営委託先管理会社は、いずれも利用者に対し何らの責任をも負わないものとします。

21. (駐車場・駐輪場利用規定)

本規約に定めのない事項や、コインパーキングにあたっての諸条件は、当該駐車場毎に掲示する「注意事項」「駐車場管理規約」「駐車場約款」「駐車場利用規約」、バイク駐車場毎に掲示する「注意事項」「駐車場利用規約」、駐輪場毎に掲示する「利用規約」等に従うものとします。

22. (規約の変更)

本規約は、利用者及び利用者の同意無く変更できるものとします。本規約の変更は、京成パークホームページ(<https://www.keisei-park.jp/>)上に掲載した時点で直ちに効力を生ずるものとします。

23. (駐車場内の車両損害賠償)

コインパーキングは、駐車・駐輪場所を提供するものであり、当社は、コインパーキング内における車両の対物事故、駐車車両の盗難、故障、破損、車内の物品に関する盗難等の事故について、利用者に対して何等責任を負わないものとします。

(20210901)

上記利用規約を精読し、同意のうえ、パスカード定期券を利用いたします。

_____年__月__日

住 所 _____

利用者 _____

電話番号 _____

